

豊北こども園照明器具LED化業務委託  
仕様書

1 業務名

豊北こども園照明器具LED化業務

2 目的

豊北こども園内の照明器具をLED化し、電気料金・維持管理費の削減及びCO2排出の削減を図るため。

3 履行場所

下関市豊北町大字滝部字上ノ原 2992-1 下関市立豊北こども園  
(別紙3「取替機器一覧」及び別図のとおり)

4 履行期限

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

5 対象機器

別紙2「特記仕様書(LED照明器具等)」を満たす製品

6 業務の範囲

(1) 設置場所及び既設蛍光灯照明器具等の現地確認

契約締結後、速やかにこの仕様書及び別表に基づき、既設蛍光灯照明器具等の設置状況、電源状況等について現地確認を行うこと。

(2) LED照明器具等の調達及び設置

ア 事前協議等

現地確認後、幼児保育課と工程等について協議を行うこと。なお、LED照明器具等の設置は施設管理者と協議の上、施設の業務に支障のない日程で作業工程を組むこと。

イ LED照明器具の設置

(ア) 既設蛍光灯照明器具等を撤去し、調達したLED照明器具等を設置すること。その際、吊りボルト等により建物の筐体に固定することとし、天井ボードに隙間が生じた場合等は、適正に補修を行うこと。ただし、吊りボルト等の劣化が認められる場合は、支持材の更新を行うこと。

- (イ) 施工にあたっては、作業従事者及び施設利用者等の安全に配慮するとともに、現場管理には細心の注意を払い、事故等が発生しないように行うこと。万が一、建材の破損・飛散が生じる可能性がある場合は、防塵マスクの着用等の対策を講じること。
  - (ウ) 事故等が発生した場合には、直ちに消防機関等に連絡するとともに幼児保育課にも報告すること。
  - (エ) 建物等に損傷を与えた場合は、報告後速やかに復旧すること。
- (3) 既設蛍光灯照明器具等の撤去及び処分  
撤去した既設蛍光灯照明器具等については、関係法令を遵守し、適正に処理すること。
- (4) 施工に当たり必要となる関係法令に基づく届出等の手続事務、施工管理及びその他の関連業務を実施する。  
この仕様書等に記載がない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」の最新版に準拠すること。
- (5) LED照明器具等の設置の記録  
工程表に沿って、次の内容について写真撮影を行うこと。
- ア 既設蛍光灯器具等の設置状況
  - イ 作業状況（使用材料及び撤去品を含む）
  - ウ LED照明器具等の設置状況
  - エ 産業廃棄物処分状況
- (6) 実施報告書の提出等
- ア 設置完了後に自主点検を行い、仕様書等に定める必要な性能を全て満たしていることを確認すること。
  - イ 自主点検の実施後、次の内容を記した実施報告書を下関市に提出すること
    - (ア) 写真一式
    - (イ) LED照明器具等一覧
    - (ウ) LED照明器具等取扱説明書
    - (エ) LED照明器具等保証書
    - (オ) 既設蛍光灯器具を廃棄したことが分かる書類
    - (カ) その他関係機関への届出

## 6 注意事項

- (1) 業務履行に際しては、電気事業法等の関係法令を遵守し行うこと。

(2) 下記の特記事項を遵守すること。

別紙4 特記仕様書（環境編簡易）

別紙5 下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(3) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議の上、定める。

以上